

教育委員会定例会会議録

令和2年7月16日（木）

ず、秋季休業は設けないことといたしました。

この規則は公布の日から施行することといたしております。

提案理由及び概要は以上のとおりでございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

特にご意見等がなければ、日程第1 教委議案第35号茅ヶ崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則については原案のとおり決定することといたしております。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第2 教委報告第26号茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例及び茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第2 教委報告第26号茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例及び茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分についてにつきまして教育総務課長よりご説明申し上げます。議案書は6ページをお開きください。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例及び茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を市議会に提案するに当たり、教育委員会の意見を求められたところでございますが、6月の教育委員会定例会後であったことから専決処分をさせていただき、教育委員会として条例改正の趣旨を鑑み、同意する旨を市長へ回答したためご報告させていただくものでございます。

資料11ページをお開きください。本条例案は、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に支給する感染症業務手当等の特例を定めるために提案されるものでございます。

議案書12ページの新旧対照表を御覧ください。茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例の一部改正につきましては、附則第4項及び第5項で「職員が新型コロナウイルス感染症から市民

等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、市長が定めるものに従事したときは、従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接触して行う作業等に従事した場合にあっては、4,000円）の感染症業務手当を支給すること」としております。また、茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正につきましては、ただいまご説明いたしました新型コロナウイルス感染症に関する作業を行った会計年度任用職員に対し、職員の特殊勤務手当に相当する報酬を支給することとするものです。

この条例につきましては、公布の日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとしております。

条例の概要は以上でございます。よろしくご承認のほどお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第2 教委報告第26号茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例及び茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分についての報告を承認することでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○竹内教育長 それでは、承認することといたします。

次に、日程第3 教委報告第27号茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第3 教委報告第27号茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分についてにつきまして、教育総務課長よりご説明申し上げます。議案書は15ページをお開きください。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を市議会に提案するに当たり、教育委員会の意見を求められたところでございます

が、6月の教育委員会定例会後だったことから専決処分をさせていただき、教育委員会として条例改正の趣旨を鑑み、同意する旨を市長へ回答したためご報告させていただくものでございます。

資料20ページをお開きください。本条例案は、休日勤務手当に相当する報酬を支給する会計年度任用職員の範囲を改める等のため提案されるものでございます。

議案書21ページの新旧対照表をご覧ください。改正の概要といたしましては、第8条で「月額により基本報酬を定める会計年度任用職員が割り振られた勤務時間を勤務しないときは、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤勉した場合にあっては、当該休日に代わる代休日）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの基本報酬を減額して支給すること」としております。

次に、第10条で「月額により基本報酬を定める会計年度任用職員が国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合にあっては、当該休日に代わる代休日）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた場合は、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務手当に相当する報酬を支給すること」としております。

また、第9条、第14条、第18条で所要の規定を整備することとしております。

この条例につきましては、公布の日から施行することとしております。

条例の概要は以上でございます。よろしくご承認のほどお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第3 教委報告第27号茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分についての報告を承認することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○竹内教育長 それでは、承認することといたします。

次に、日程第4 教委報告第28号茅ヶ崎市教育基本計画審議会委員の委嘱に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育政策課長 日程第4 教委報告第28号茅ヶ崎市教育基本計画審議会委員の委嘱に関する専決処分について、教育政策課長よりご説明申し上げます。

茅ヶ崎市教育基本計画審議会は、茅ヶ崎市の教育に関する基本計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査・審議し、その結果を答申することを目的として、茅ヶ崎市附属機関設置条例に基づき設置されているものでございます。議案書は26ページから28ページを御覧ください。

本案は、新型コロナウイルス感染症のため、推薦者選任のための会議が開催できないことから推薦をいただけておりませんでした茅ヶ崎市公民館運営審議会委員連絡協議会により、このたび委員として山上壽子さんを推薦いただきましたことを受け、教育基本計画審議会委員として委嘱したため報告するものです。

なお、茅ヶ崎市青少年育成推進連絡会議に委員の推薦を依頼しているところですが、現時点で推薦をいただけておりません。推薦がいただけるまでの間、当該委員につきましては引き続き欠員とすることといたしました。

任期につきましては、令和2年7月6日から、欠員委員の在任期間である令和4年5月11日までとなります。

事務処理に緊急を要したため委員会を招集するいとまがなく、教育長による専決処分をいたしましたので、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第5条第2項の規定により報告をいたします。

よろしくご承認いただきますようお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第4 教委報告第28号茅ヶ崎市教育基本計画審議会委員の委嘱に関する専決処分についての報告を承認することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、承認することといたします。

次に、日程第5 教委報告第29号茅ヶ崎市社会教育委員の委嘱に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○社会教育課長 日程第5 教委報告第29号茅ヶ崎市社会教育委員の委嘱に関する専決処

分につきまして、社会教育課長からご説明申し上げます。資料は29ページから30ページになります。

茅ヶ崎市社会教育委員は、茅ヶ崎市社会教育委員条例第1条及び第2条に基づき、学校教育及び社会教育の関係者、学識経験を有する者から委嘱するものです。6月定例会にて、30ページ、1番から7番までの7名を議案として提出させていただき、ご審議いただきました。本案は、6月定例会議案の提出後に決定となりました8番の方につきまして、専決処分にて7月1日付で委嘱させていただいたことをご報告させていただくものでございます。

また、同条例第3条にて委員の定数は10名となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、現状8名となっております。今後、推薦をいただき次第、順次委嘱を行うことにより定数10名とすることを考えております。

説明は以上でございます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

特にご意見等がなければ、日程第5 教委報告第29号茅ヶ崎市社会教育委員の委嘱に関する専決処分についての報告を承認することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、承認することといたします。

続きまして、日程第6 教委報告第30号工事請負契約の締結に関する専決処分についてから日程第8 教委報告第32号工事請負契約の締結に関する専決処分についてまでの以上3件については、関連がありますので一括して議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○社会教育課長 日程第6 教委報告第30号、日程第7 教委報告第31号、日程第8 教委報告第32号工事請負契約の締結に関する専決処分につきまして、社会教育課長から一括してご説明申し上げます。資料は31ページから42ページになります。

初めに、31ページ、教委報告第30号につきましては、32ページにございますとおり、(仮称)茅ヶ崎市歴史文化交流館(博物館)建設(建築)工事の請負につきまして、去る令和2年2月10日に一般競争入札を行いました結果、亀井工業・大勝建設特定建設工事共同企業体が10億6458万円で落札し、2月25日に仮契約、3月24日に本契約を締結いたしましたものでございます。

本工事は、昭和46年の竣工から約49年が経過した茅ヶ崎市文化史料館を移転し、再整備するもので、主な工事内容は、市民交流スペースや展示室及び収蔵庫の建設並びに駐車場や広場に伴う外構工事を行うものとなっております。

続きまして、35ページをご覧ください。教委報告第31号につきましては、36ページにございますとおり、（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館（博物館）建設（電気設備）工事の請負につきまして、去る令和2年3月11日に一般競争入札を行いました結果、ヤンテック株式会社が1億6115万円で落札し、3月25日に仮契約、6月30日に本契約を締結いたしましたものでございます。

主な工事内容は、建築工事に附帯する電力設備や映像、音響設備及び電話、LAN設備等の工事を行うものでございます。

続きまして、資料39ページを御覧ください。教委報告第32号につきましては、40ページにございますとおり、（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館（博物館）建設（機械設備）工事の請負につきまして、去る令和2年3月11日に一般競争入札を行いました結果、株式会社根布工業が1億9634万3400円で落札し、5月1日に仮契約、6月30日に本契約を締結いたしましたものでございます。

主な工事内容は、建築工事に附帯する空調設備、排水設備及び衛生設備等の機械設備の工事でございます。

説明は以上でございます。ご承認のほどお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第6 教委報告第30号工事請負契約の締結に関する専決処分についてから日程第8 教委報告第32号工事請負契約の締結に関する専決処分についてまでの以上3件についての報告を承認することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○竹内教育長 それでは、承認することといたします。

次に、日程第9 事務報告、令和2年第1回市議会臨時会について及び令和2年第2回市議会定例会についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務部長 それでは、令和2年第1回市議会臨時会及び第2回市議会定例会の報告をいたします。教育委員会定例会資料1を御覧ください。

まず、令和2年第1回市議会臨時会についてでございます。5月14日及び15日の2日間を会期として第1回市議会臨時会が開催されました。同臨時会におきましては、議案第46号令和2年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第5号）が上程され、教育委員会に関する事項については、14日に開催された文化教育常任委員会において審査され、翌15日の本会議において審議され、可決されました。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染防止の用に供する物品の購入に関する経費、臨時休業期間中の学習支援のための小・中学校サイト活用拡大のためのID、パスワード化実施のための経費、小学校給食に係る既に購入済みの食材のキャンセルに必要な経費を増額するものでございました。

その他、教育委員会に関する議案として専決処分の承認が2件ありました。議案第37号専決処分の承認についてにつきましては、令和元年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第11号）として、新型コロナウイルス感染防止対策として、小学校を臨時休業したことによる学校給食の休止に伴うキャンセル料や保護者への給食費の返還に係る振込手数料を学校の私会計に補助するための経費を増額するものでございました。

議案第40号専決処分の承認についてにつきましては、茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例で、学校医等の公務災害に対する介護補償の額及び休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を改めた等の内容でした。これら両議案につきましては、15日開催の本会議において可決されました。

次に、令和2年第2回市議会定例会についてでございます。資料は2ページからとなります。同定例会は6月9日から6月30日までの会期22日で開催されました。

教育委員会に関する議案につきましてご報告いたします。6月9日に議案第56号令和2年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第7号）、議案第63号工事請負契約の締結について、議案第64号工事請負契約の締結について及び議案第65号動産の取得についてが本会議に上程され、これらのうち議案第65号動産の取得につきましては、同日、文化教育常任委員会にて審査され、翌10日に本会議にて審議され、可決となりました。内容といたしましては、小学校給食調理場に設置するエアコンの買取りに関する議案でございました。

11日には文化教育常任委員会が開催され、議案第56号令和2年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第7号）について審査され、23日に本会議にて審議され、可決となりました。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴うGIGAスクール構想前倒しを受

けた児童・生徒1人1台パソコンの購入経費の増額及び小学校の臨時休業に伴う給食用食材のキャンセルに係る経費の増額並びに第15回ちがさき宇宙記念日中止に伴う関係経費の減額についての議案でございました。

12日には総務常任委員会が開催され、議案第63号工事請負契約の締結について及び議案第64号工事請負契約の締結についてが審査され、23日に本会議で審議され、可決となりました。内容といたしましては、(仮称)茅ヶ崎市歴史文化交流館建設(電気設備)工事及び(機械設備)工事に関する議案でございました。

26日の本会議におきまして、議案第68号令和2年度茅ヶ崎市一般会計補正予算(第8号)が上程され、同日、文化教育常任委員会で審査され、30日に本会議にて審議され、可決となりました。内容といたしましては、かながわ学びづくり推進地域研究事業の委託校として小学校4校、中学校2校を指定して実践研究を行うための関係経費の増額に関する議案でございました。

議案に関しましては以上のとおりでございます。

次に、陳情審査でございます。総務常任委員会におきまして、陳情第7号香川公民館・図書館分館の南側にある雑木林の存続に関する陳情が審査され、教育委員会も出席いたしました。陳情の趣旨は、香川公民館・図書館分館の南側にある雑木林は、社会教育の充実のために、さらに子供たちの大切な自然環境という有形、無形の財産として茅ヶ崎市民の利用できるあらゆる方策を活用して残すよう市に求めることを議会に求める内容でした。本件については、審査の結果、不採択となりました。

次に、一般質問でいただきました質問に関することについてご説明いたします。今回の市議会定例会におきましては、10人の議員より一般質問の通告があり、そのうち7人の議員から質問がありました。

資料4ページからの阿部英光議員からは、GIGAスクールに関する取組についての質問がございました。

7ページからの岡崎進議員からは、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた市独自の部活動の大会等の開催、不登校対策、学習における動画の活用及び学校現場での留意点についての質問がございました。

9ページからの長谷川由美議員からは、新型コロナウイルス感染症の影響下の図書館の休館日の取組、今後の継続的な図書館活動について質問がございました。

10ページからの伊藤素明議員からは、学校の新しい生活様式に向けた教育活動につい

て、公益財団法人日本学校保健会の運用する学校等欠席者感染症情報システムの活用について、教職員の負担軽減について、通学路についての質問がございました。

14ページからの杉本啓子議員からは、中学校給食の実施方式についての質問がありました。

17ページからの早川仁美議員からは、新型コロナウイルス感染症に係る心のケア、望まない妊娠やデートDV、性被害などの犯罪対策、オンライン相談の導入についての質問がありました。

最後に、資料18ページからの柁木太郎議員からは、長期休校後の義務教育の進め方と感染症対策に関する質問がありました。

それぞれの質問に対する答弁につきましては資料のとおりでございます。

簡単ではございますが、以上で第1回市議会臨時会及び第2回市議会定例会の報告を終わります。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○赤坂委員 資料1の7ページ、不登校対策についてのご質問をいただいております。それに関しまして教育長から非常に丁寧な説明がなされておりますが、私からも報告が1件あります。先週学校訪問を行いました浜須賀中学校では、校長先生が「救いたい不登校を、減らしたい、なくしたい学校から」連携をキーワードに不登校を減らす取組ということをおっしゃっていただき、組織として、学校として不登校対策を非常によくやっているということを見てまいりました。SR、スペシャルルームというのをつくったりして、ふれあい補助員なんかを充てて非常に手厚く子供たちに指導されておりました。この不登校対策に関して、茅ヶ崎に先進研究校的な学校があるということを皆様へ報告します。議会の皆様にもお伝えしたいなと思います。

○大森委員 私も、資料1の中の7ページ、あるいは8ページにわたって、教育長あるいは教育指導担当部長など様々な方が丁寧に真摯にご質問に答えていらっしゃることをすごく感動的に読ませていただきました。その中で、学校現場は、私も第一中学校とそれから西浜小学校を見学させていただいた直後で、気持ちもすごく高まっております。その後目にした書類なんですけれども、どちらも新型コロナウイルスと今は熱中症対策で本当に校長先生をはじめ熱心に対応に当たっていらっしゃいます。それプラス学業のことも心して進まれていることをすごく感じてまいりました。その中で、ガイドラインなどがいろいろ

ろ下りてくる中で、環境はそれぞれ違うのでそのとおりにすることはできない部分もあるけれども、別な工夫をしていますということは非常に印象的でした。

それから、中学校では、分散登校云々についてお話しくささいました。ついつい私どもは、大変大変、何とかしようということで、どちらかというとマイナス思考で捉えてしまいがちですけれども、校長先生はちゃんとメリットを私に教えてくささいました。それは先ほど意見もありましたけれども、若干不登校の方がいらっしやると。分散登校にしてから、クラスが半分になった状態の中で登校ができていたお子さんが何人かいらしたということで、本当に目を輝かせてお話しくささいました。ですから、ぜひ皆様にお伝えしたいと思さいました。マイナスだけではなくて何かチャンスに、それは学校にもチャンスになっているし、児童にもなっているということを感じてきました。

それから、どのページを見ても、児童・生徒の一人一人の個性を生かしながら、寄り添いながらいろんなことに対応されている学校教育の現場、茅ヶ崎はとても力がある地域だと思つて拝見させていただきました。ぜひデメリットだけではなくて、メリットもこの苦境の中で私たち大人が1つでも2つでも見つけて、それを子供たちに、きっと将来、みんなでこの時期を乗り越えた、その結果は将来子供たちの力の元になると私は信じておりますので、ぜひそういう観点からも先生方を救っていただきたいと思つて帰つてまいりました。

○竹内教育長 ありがとうございます。ほかに何かございますか。よろしいですか。

ほかにご意見等がなければ、日程第9 事務報告を終了いたします。

ここで皆様にお諮りいたします。これ以降の議題は人事に関する案件等ございますので、その性質上、非公開といたしたいと思さいますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 異議なしと認め、非公開とさせていただきます。

午後3時31分閉会